

甲午後聞、式部卿敦賢親王、日來惱疱瘡餘氣薨逝、年卅九云々、十九日丙申、後聞、公家依御體不豫并人民疱瘡等被奉幣廿二社、上卿右衛門督、少內記江通國作宣命文、

〔榮花物語むらさき野〕そのとしもがさといふことおこりて、ことにわかき人などいみじうやむに、春宮○實 おもくわづらはせ給て、應德二年十一月八日にうせさせ給ぬ、あさましくいみじう、ちかくはきこえぬことなりかし、

〔中右記〕寛治八年元年嘉保正月十六日戊子、今夜子時許、陽明門院崩于鴨院、是依疱瘡也、御年八十三、廿日壬辰、從去十一十二月、及此正月、世間有疱瘡聞、就中近日多天命者云々、十七歲以下、小兒一人不殘歟、雖老者免先度者、復遇此病云々、廿五日丁酉、從今日於祇園寶前有公家御祈、仁王講僧三、大般若御讀經、是疱瘡御祈也、請僧等仰本寺別當定秀被請也、藏人宗佐行事、不被仰公卿弁也、十二月晦日、去年冬天下自疱瘡引及此春、

〔殿曆〕天仁二年四月十日甲申、昨日參院次被仰云、もがさの料に、世人賀茂のみたらし河水をあむるよし人申者、仍予○忠 姫君中將に今日あむす、其儀先例湯をあむして、身をきよめて、次に伴湯をあむして、頭をもあらはして、今日許きよまはらせてすへたり、

〔永昌記〕大治元年正月十七日癸未、今日依疱瘡被行大赦、宗光草之、

〔本朝世紀〕康治二年五月六日壬戌、太上皇崇德令煩疱瘡御云々、十四日庚午、權中納言藤公敦卿參左仗被行非常赦事、大内記藤令明草進詔書、依天下疱瘡流行事、并臨時御祈也、御畫日畢、召中務丞平實重下給之、十五日辛未、法皇羽御逆修結願也、又上皇御惱疱瘡之後、御邪氣相加、頗危急云々、廿四日庚辰、自今夜主上近衛有御疱瘡事、廿五日辛巳、列見也、略、中無音樂并插頭事、依疱瘡流行也、廿七日癸未、主上御疱瘡未令復尋常御、又待賢門院同令煩疱瘡給云々、廿九日乙酉、於清涼殿被行六十口御讀經、大般若權大納言藤伊通卿、參左仗定日時并僧名、右大弁源俊雅書定